

## 相談事例

### 《相談の内容》

**市の委託業者と称する業者に、シロアリ駆除をしてもらった。**

10年たったある日、「市の委託を受け、**10年目の白アリ点検をしなければならぬ。前回施工の業者は倒産したため、その業務を当社が引き継いでいるので伺いたい**」という連絡があったが、信用していいの？

**シロアリ駆除！市の委託と称して点検をよそおい、新たな工事を契約させる二次被害！**

### 《対応の内容》

「点検」と称して床下にもぐったり、屋根や屋根裏に上がりこみ「シロアリがいて床下基礎部分が腐っている」「雨漏りで屋根裏が傷んでいる」といって、駆除やリフォーム工事を契約させるのが点検商法です。

時に、偽物の写真を見せて、契約させる場合もあるようです。

本件のように、過去の契約リストを使って再勧誘をする、いわゆる二次被害のケースが多くみられます。

早期に発見できた場合は、クーリングオフ（無条件解約）が可能です。

また、勧誘時に偽りの説明を受けて契約した場合は、後日、取消できます。

## 身守りのポイント

高齢者の中には、住宅が老朽化していることなどから、業者に不安をあおられて必要のない工事契約をしてしまう方もいます。自治体の依頼といわれると信用してしまいがちです。一度被害に遭うと、二度、三度と勧誘されてしまうことがあります。

勧誘されてもすぐその場で契約したり、安易に業者を家に入れてしまうことのないよう、日頃からご家族、ご近所でも注意を促すとともに、情報交換ができるような環境づくりをいたしましょう。

**お気軽に消費生活センターにご相談ください。**

**相談専用電話 043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111